



に聴く 弁護士 庄司俊哉 月80時間分の固定 残業代は許されるか? 労働トラブルの 防止対策

61



月80時間分の固定 残業代は許されるか?

という観点からご紹介します。



東京地裁H29・10・16判決は、
固定残業代の要件を満たしており、
また、「80時間分」ということに

最高裁判所は、固定残業代の支
給について、割増賃金をあらかじ
め基本給や諸手当に含めることが
よつて支払う方法自体は違法では
ないが、①通常賃金部分と労基法
所定の割増賃金部分とが判別でき
ること、及び②割増賃金に当たる
部分の金額が労働基準法所定の方
法により算定した割増賃金の額以
上であること(下回るときは差額
を支払う義務がある)という点か
ら有効性を判断しています。

ある企業がこの最高裁の動向も
視野に入れて固定残業代制度を導
入したのですが、含まれる残業
代が80時間分であつた事例につ
いて、最近の判例がありましたので、

「労働者の健康への配慮が重要」

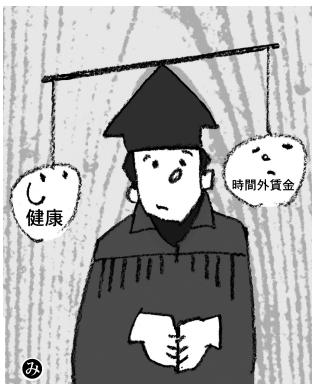
厚生労働省の「脳血管疾患及び虚
血性心疾患等の認定基準」におい
て、発症前1か月に100時間又
は発症前2か月間から6か月間に
わたつて1か月当たり80時間を超
える時間外労働が認められる場合
は、業務と脳血管疾患・虚血性心
疾患の発症との関連性が強いと評
価されていることから、1か月当
たり80時間程度の時間外労働が継
続することは上記疾患を発症させ
るおそれがあり、労働者の健康を

俗に違反するものとして無効と判
断しました。ところが上訴審の東
京高裁H30・10・4判決は、月間
80時間分相当の時間外労働に対
する割増賃金とすることは、公序良
俗に違反するものとして無効と判
断しました。

無効とした最大の理由として、
東京高裁は、三六協定で定める労
働時間の延長につき、1か月につ
き45時間の限度時間を超えないも
のとしなければならないとされて
いること、Y社の主張を認めるな

【事案】Y社の就業規則では、基本給につき、基本月額と時間外月額に分けられること、時間外月額は「見込時間」に対する時間外割増賃金であること、「見込時間」は雇用契約書等により個別に通知すること、見込時間を超えた場合には、別途割増賃金を支払うこと等が定められていた。

労働者Xにおいては、雇用契約書において基本給は23万円とし、基本給のうち8万8000円は月間80時間の時間外割増賃金である旨の記載があった(その後、基本給が26万円、内80時間分の割増賃金を9万9400円と変更)。Xは退職後、過去14か月半の期間中の未払割増賃金支払いを求めて提訴した。



な問題があること、
を挙げています。
またY社がXに関
し、長時間の時間
外労働を恒常的に
行わせることを予
定していたわけで
はないことを示す
特段の事情はなく、
実際の雇用期間中、
時間外労働が80時

間を超えた月は5か月、うち
100時間を超える月が2か
月、また1か月に100時間
を超えるか、2か月から6か
月間のいずれかの期間にわた
って1か月当たり80時間を超
える状況も生じていたことか
ら、Y社はXを、月間80時間
近い長時間労働を恒常的に行
わせることを予定していたと
認識されたことも、公序良俗違反
の理由となっています。

働き方改革関連法においては、
労働者の健康管理に関し、使用者
の責任を重くしたとも評価できる
規定がいくつもあり、裁判所の判
断の流れも、労働者の健康への配
慮がますます重視される傾向が明
らかです。仮に固定残業代を定め
る場合であつても、このような判
例を見落とすことなく、時間外見
込時間数を抑制的に決めるべきで
しょう。

これに対しY社は「仮に公序良
俗違反であつても、少なくとも月
45時間の残業に対する割増賃金を
定額で支払う合意があつたと解す
るべきだ」と主張したのですが、
東京高裁は、三六協定で定める労
働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝